



千葉県社会保険協会

月刊 社保ちば

4

APRIL

2019

目次

● 日本年金機構からのお知らせ ●

- 月額変更届出(随時改定)について 2
- 予約相談について 3-4

● 協会けんぽ千葉支部からのお知らせ ●

- 平成 31 年度協会けんぽ健診のご案内 5
- 療養費(立替払)制度をご存知ですか? 6
- 年金事務所出張窓口について 6

● 千葉県社会保険協会からのお知らせ ●

- 2019 年度各種入園割引券の配付のご案内 7
(こどもの国 kidsdom、鴨川シーワールド、富士急ハイランド)
- 第 13 回事業所別ボウリング大会開催のご案内 8
- 2019 年度千葉県社会保険協会事業予定 9
- 協会事業広報をリニューアルします! 9

4 月中にリニューアル予定!!

関連記事は 9 ページ

千葉県社会保険協会のホームページ ➡ <http://www.shaho-chiba.jp>

日本年金機構からのお知らせ

■ 月額変更届(随時改定)について ■

被保険者の報酬が昇(降)給等の固定的賃金の変動に伴って大幅に変わったときは、定時決定(算定基礎届)を待たずに標準報酬月額を改定します。これを「随時改定」といい、その届出を「月額変更届」といいます。月額変更届は、次の3条件①～③をすべて満たす場合に必要となります。

- ① 昇給または降給により固定的賃金に変動があった。
 - ② 変動月からの3ヶ月間に支給された報酬(残業手当等の非固定的賃金を含みます)の平均月額に該当する標準報酬月額とこれまでの標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じた。
 - ③ 3ヶ月とも支払基礎日数が17日以上である。
- * 厚生年金保険における現在の標準報酬月額は、1等級(8万8千円)から31等級(62万円)までの31段階に分かれています。

【主な留意点】

固定的賃金の変動の 具体的な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 昇給または降給 ○ 給与体系の変更(日給制から月給制への変更等) ○ 日給・時間給の基礎単価(日当、単価)の変更 ○ 請負給・歩合給等の単価や歩合率の変更 ○ 住宅手当・役付手当等の固定的な手当の追加や支給額の変更
このような場合には 随時改定の対象にはなりません	<ul style="list-style-type: none"> ○ 固定的賃金は上がったが、残業手当等の非固定的賃金が減少したため、変動後の引続いた3ヶ月間の報酬の平均月額に該当する標準報酬月額が従前より下がり、2等級以上の差が生じた場合。 ○ 固定的賃金は下がったが、残業手当等の非固定的賃金が増加したため、変動後の引続いた3ヶ月間の報酬の平均月額に該当する標準報酬月額が従前より上がり、2等級以上の差が生じた場合。
標準報酬月額等級表の上限 または下限にわたる等級変更	<p>随時改定は、従前の等級と比較して2等級以上の差が生じることが条件ですが、標準報酬月額等級表の上限または下限にわたる等級変更の場合は、2等級以上の差が生じなくても随時改定の対象となります。</p>

- * 固定賃金: 支給額や支給率が毎月一定である報酬(基本給、住宅手当、家族手当、通勤手当など)
- * 非固定的賃金: 支給額や支給率が毎月一定ではない報酬(残業手当、能力手当、皆勤手当など)

【標準報酬月額の改定時期と適用期間】

随時改定に該当した場合、固定的賃金の変動した月から起算して4ヶ月目に新しい標準報酬月額に改定されます。改定された標準報酬月額は、改定月が1月～6月の場合はその年の8月まで、7月～12月の場合は翌年の8月まで適用されます。再び固定的賃金に変動があれば、その都度、随時改定の対象となります。

【添付書類】

<ul style="list-style-type: none"> • 改定月の初日(1日)が受付年月日より60日以上さかのぼる場合 	<p>固定的賃金の変動があった月の前月から改定月の前月までの賃金台帳の写しおよび固定的賃金の変動があった月から改定月の前月までの出勤簿の写しが必要となります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> • 標準報酬月額を大幅に(5等級以上)引き下げる場合 	
役員等の場合	<p>株主総会または取締役会の議事録、報酬決定通知書、報酬協議書等のいずれかの書類の写しおよび固定的賃金の変動があった月の前月から改定月の前月までの所得税源泉徴収簿または賃金台帳の写しが必要となります。(出勤簿は不要です。)</p>

年金相談・お手続きの際は

予約相談

をご利用ください。



ご予約いただくと…

- ①お客様のご都合にあわせて、スムーズに相談できます！
- ②相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ、丁寧に対応します！

予約相談の実施時間帯

8:30~18:00	(月曜日)
8:30~16:00	(火~金曜日)
9:30~15:00	(第2土曜日)

* 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に18:00まで予約相談を実施しています。

予約の申し込みは「予約受付専用電話」へ！

0570-05-4890

<予約受付番号受付時間> 月~金(平日) 8:30~17:15

- 予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。
- ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。
- お近くの年金事務所でも受付しています。

よくあるご質問にお答えします

Q1 予約はいつからできますか？

A1 来訪を希望する日の1カ月前から前日まで受付しています。
ご連絡の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。

Q2 年金事務所へ行くことが困難です。私の代わりに家族の者が年金事務所です手続きすることはできますか？

A2 ご家族の方がご本人にかわって年金の手続きをしていただくことができます。
代理の方が年金の手続きをする場合には、ご本人からの委任状が必要です。

○相談窓口にお持ちいただくもの

- ・本人からの委任状（本人が署名のうえ押印したもの）
- ・本人の印鑑
- ・代理人の本人確認ができる書類（運転免許証など）

○委任状の様式

委任状の様式はホームページに掲載していますので、ご活用ください。
なお、委任状は記載項目をみれなく記入し、必ずご本人が署名のうえ、押印してください。

※ 詳しくは「予約受付専用電話」へお問い合わせください。

年金のお問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ！
来訪相談のご予約は『予約受付専用電話』へ！

『ねんきんダイヤル』 年金相談に関する一般的なお問い合わせ



0570 - 05 - 1165

050から始まる電話でおかけになる場合は（東京）03-6700-1165

＜受付時間＞	月 曜 日	午前 8 : 30 ~ 午後 7 : 00
	火 ~ 金曜日	午前 8 : 30 ~ 午後 5 : 15
	第2土曜日	午前 9 : 30 ~ 午後 4 : 00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。
※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

来訪相談のご予約は『予約受付専用電話』へ



0570 - 05 - 4890

050から始まる電話でおかけになる場合は（東京）03-6631-7521

＜受付時間＞ 月～金曜日（平日） 午前 8 : 30 ~ 午後 5 : 15

※土日祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

お問い合わせ、ご予約の際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「03-6700-1165」「03-6631-7521」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。
- 月曜日など休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後（5日程度）は電話がつながりにくくなっております。週の後半と月の後半は、つながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。

協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

▼ 事業主様へ ▼
ぜひ職場内で回覧をお願いいたします。

平成31年度 協会けんぽの健康診断のご案内

生活習慣病予防健診 対象: 35～74歳までの被保険者(加入者ご本人)

協会けんぽに加入している35歳から74歳までの被保険者(加入者ご本人)様向けの健診です。平成31年度の生活習慣病予防健診に関するご案内と対象者のお名前が印字されている健診申込書につきましては、平成31年3月下旬頃に事業主様宛にお送りいたします。なお、生活習慣病予防健診の申込みは、協会けんぽホームページ上の「情報提供サービス」からもご利用いただけます。

三大がん検診含む
(肺・胃・大腸)

生活習慣病予防健診	対象	主な内容
一般健診	35歳～74歳の方 ※31年度に75歳となる方は75歳の誕生日の前日まで受診できます	診察、問診、身体計測、血圧測定、血液・尿・便・心電図検査、胸部・胃部レントゲン検査など ※対象者の年齢によっては、一般健診に付加健診、乳がん・子宮頸がん検診等も追加することができます(費用は別途追加)

自己負担額(消費税8%の場合)

最高 7,038円

自己負担額(消費税10%の場合)

最高 7,169円

※H31.10～消費税が変わります。

特定健康診査 対象: 40～74歳までの被扶養者(ご家族)

特定健康診査(特定健診)とは、協会けんぽに加入している40歳から74歳までの被扶養者(ご家族)様向けの健診です。受診する際は、協会けんぽが発行する「受診券」が必要になります。平成31年度の受診券につきましては、平成31年4月上旬に被保険者(加入者ご本人)様のご住所へお送りいたします。

特定健診	対象	内容
基本的な健診	40歳～74歳の方 ※31年度に75歳となる方は75歳の誕生日の前日まで受診できます	診察、問診、身体計測、血圧測定、血中脂質検査 肝機能検査、血糖検査、尿検査
詳細な健診 ※追加料金がかかる場合があります	基本的な健診を受診する方で 医師が必要と判断した方	心電図検査、眼底検査、貧血検査、 血清クレアチニン検査

自己負担額(消費税8%の場合)

1,350円※または370円

自己負担額(消費税10%の場合)

1,498円※または500円

※医療機関によって自己負担額が異なります。受診を希望する医療機関に、事前にご確認ください。

【お問い合わせ先】 健診・保健指導専用ダイヤル ☎ 043-308-0525

お手元に健康保険証が届いたら記載内容をご確認ください!

健康保険証が届いたら、①ふりがな、②お名前、③生年月日、④性別などの記載内容に誤りがないか、必ずご確認ください。もし記載内容に誤りがあれば、直ちに会社の担当者経由で年金事務所にお申し出いただきますようお願いいたします。
※記載内容の変更等の手続きにつきましては、管轄の年金事務所へお問い合わせください。



「療養費(立替払)」制度をご存じですか？

療養費(立替払)とは、「やむを得ない事情で健康保険証を提示できず、医療費の全額(10割負担)を支払ったとき」などの場合に、後日協会けんぽに請求することで、療養費として健康保険が負担するべき分に対して払い戻しを受けることができる制度です。

〈療養費が受けられる主なケース〉

- ◆ 資格取得の手続き中で健康保険証が届いてない状態で受診した
- ◆ 旅行先などで健康保険証を提示せずに受診した等

払い戻し金額のイメージ

自己負担 3割(一般) / 総医療費 10,000円の場合

3,000円

7,000円

この部分が払い戻されます！

療養費払い戻しの手順



申請方法	◆「療養費支給申請書(立替払等)※」を管轄の協会けんぽ支部へご提出ください。 提出は原則郵送となります。 ※申請用紙の入手方法は協会けんぽのホームページから印刷していただくか、インターネット環境がない方はお電話等いただければお送りいたします。
提出期限	◆診療を受けた日の翌日から 2年以内 例：平成29年4月1日に受診した →平成31年4月1日までに協会けんぽへ提出
添付書類	◆添付書類 ○領収書(原本) ○「診療明細書」(医療機関より発行されます) ○「負傷原因届」(けがでの診療の場合のみ提出)

ご注意ください！！

- 保険適用外の診療の場合は対象外となります。
- 未加入期間などの無資格受診の診療は対象外となります。
- 労災や第三者によるけがや病気は対象外となります。

【お問い合わせ先】
業務グループ(直通)
☎ 043-308-0523

お知らせ

木更津年金事務所内の協会けんぽ出張窓口を閉鎖いたします

このたび、全国健康保険協会(協会けんぽ)千葉支部では、これまで木更津年金事務所で開催しておりました協会けんぽ出張窓口を**平成31年6月28日(金)**をもちまして閉鎖させていただきます。ご利用のお客様にはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】 ☎043-308-0521 (代表)

協会けんぽの木更津・船橋、市川年金事務所出張窓口(4月の開設日)

木更津・船橋年金事務所出張窓口
(開設日：月初日・月曜日・水曜日・金曜日)

市川年金事務所出張窓口
(開設日：月初日・火曜日・木曜日)
※火・木曜日が祝日の場合は、翌日開設

平成31年4月

日	月	火	水	木	金	土
31	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	1	2	3	4

平成31年4月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	1	2	3	4	5

協会けんぽ年金事務所
出張窓口 開設時間
AM 8:30~12:00
PM 13:00~17:15
※12:00~13:00は不在となります。

■ : 開設日

お問い合わせの際に間違い電話となり、多大なご迷惑を被っている方がいらっしゃいます。電話番号をよくお確かめのうえ、くれぐれもお間違えのないようお願い申し上げます。

千葉県社会保険協会 からのお知らせ

2019 年度 各種割引券配付のご案内

○鴨川シーワールド

※現地窓口にて年齢確認が可能な身分証明書を
ご提示いただく場合がございます。ご了承ください。



～鴨川シーワールド入園割引券～

種別	一般料金	利用者負担
大人 (高校生以上)	3,000 円	2,000 円
小人 (小・中学生)	1,800 円	1,000 円
幼児 (4 歳～未就学児)	1,200 円	500 円
シニア (65 歳以上)	2,400 円	1,900 円

○富士急ハイランド

※現地窓口にて年齢確認が可能な身分証明書を
ご提示いただく場合がございます。ご了承ください。
※冬季スケート営業期間中は、スケート滑走料も含まれます。



～富士急ハイランドフリーパス割引券～

種別	一般料金	利用者負担
大人 (18 歳～64 歳)	5,700 円	4,700 円
中人 (12 歳～17 歳)	5,200 円	4,000 円
小人 (7 歳～11 歳)	4,300 円	3,100 円
幼年 (1 歳～6 歳)	2,000 円	1,500 円
シニア (65 歳以上)	2,000 円	1,500 円

○千葉こどもの国 Kidsdom

※現地窓口にて年齢確認が可能な身分証明書を
ご提示いただく場合がございます。ご了承ください。



～千葉こどもの国 kidsdom 入園割引券～

種別	一般料金	利用者負担
大人 (高校生以上)	900 円	500 円
子供 (小・中学生)	300 円	100 円
幼児 (3 歳～小学生未満)	200 円	0 円

申込方法	● 下記申込書に必要事項を記入し、 <u>返信用封筒(切手貼付・送付先を明記したもの)を必ずご同封のうえ</u> 下記申込先まで郵送にてお申込みください。 ※原則 1 事業所 各 15 枚 までとさせていただきます。
申込資格	千葉県社会保険協会会員事業所の被保険者の方とご家族
有効期限	2020 年 3 月 31 日まで
申込先	〒260-0001 千葉市中央区都町 3-18-13 千葉県社会保険協会

※コピーしてお申込みください

割引券申込書

施設名 ※ ○をしてください	・鴨川シーワールド	
	・富士急ハイランド	
	・千葉こどもの国 kidsdom	
種別 ※ 枚数にご注意ください	大人	枚
	中人	枚
	小人	枚
	子供	枚
	幼児	枚
	シニア	枚

事業所記号

事業所番号

事業所名

所在地 〒

TEL

千葉県社会保険協会 からのお知らせ



第13回 事業所対抗ボウリング大会を開催いたします

～皆様のご参加をおまちしています～



- ◎主催 : 一般財団法人千葉県社会保険協会
- ◎日時 : **2019年6月15日(土) 午前10時より** (集合時間 午前9時30分)
- ◎場所 : **ベガアサヒボウリングセンター** 千葉市中央区新宿 2-1-5 電話 043-242-2331
- ◎競技種目 : 事業所対抗の団体戦(個人戦も兼ねる) ※1チーム3名による団体戦
- ◎参加資格 : 千葉県下の健康保険、厚生年金保険適用事業所に勤務する被保険者(健康保険組合の被保険者も含む)とします。ただし、プロライセンスを有する方は除きます。
- ◎競技方法 : ヨーロピアン方式により、1人3ゲームのトータルピンにより順位を決定します。(個人戦も兼ねる)
- ◎ハンディキャップ(1ゲーム) :

	男子	女子
50歳未満	0	15ピン
50歳以上60歳未満	5ピン	20ピン
60歳以上	10ピン	25ピン

ご参加の皆様全員に
賞品を
ご用意しています。



- ◎表彰 : 団体戦は上位5チーム 個人戦は上位10位まで表彰します。
- ◎定員 : 30チーム(ただし、1事業所1チームとします)
申し込みは、先着順とし、定員になり次第締切となります。
- ◎参加料 : 1チーム(3名分) 3,000円とし、大会当日に集金いたします。
- ◎申込方法 : 下記の申込書にご記入のうえ、FAXまたは郵送にてお申し込みください。
- ◎申込締切 : **2019年5月20日(月) 必着**
- ◎申込先 : 一般財団法人千葉県社会保険協会 〒260-0001 千葉市中央区都町 3-18-13
TEL 043-233-3971 FAX **043-233-3973**

第13回 事業所対抗ボウリング大会 参加申込書

※1チーム3名の氏名は、**投球順**にご記入ください。

健康保険被保険者証の 記号・番号	ふりがな 氏名	性別	生年月日	年齢 (開催当日の年齢)
		男・女	年 月 日	歳 (HD ピン)
		男・女	年 月 日	歳 (HD ピン)
		男・女	年 月 日	歳 (HD ピン)

2019年 月 日 事業所名 _____
 事業所所在地 _____
 電話番号 _____
 申込責任者 _____

※この申込書に、ご記入いただいた個人情報、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

2019年度 千葉県社会保険協会の主な事業予定

事業名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
普及宣伝事業	機関誌『社会保険ちば』の発行	○			○			○			○			
	ホームページ版機関誌『月刊社保ちば』の更新	毎月1回更新公開												
	社会保険の各種届出用紙の配付	随時配付（当協会および用紙配布所営業日）												
	「社会保険の事務手続」テキストの配付		○	○	※他の月でも在庫があれば配付可能									
	個別・集団 社会保険相談	毎日（受付は土日祝・年末年始の休みは除く）												
心と体の健康保持増進事業 および 会員助成事業	第13回事業所対抗ボウリング大会			○										
	写真コンテスト									○	○			
	健康づくりDVDの無料貸し出し	年度内を通して実施（受付は土日祝・年末年始の休みは除く） ※5月号にて詳細ご案内予定												
	健康づくりのための冊子配布	○						○						
	冬山の家の開設									○	○	○	○	
	県内外各保養施設利用助成	年度内を通して実施												
	鴨川シーワールド利用助成	年度内を通して実施												
	富士急ハイランド利用助成	年度内を通して実施												
	千葉こどもの国 kidsdom 利用助成	年度内を通して実施												
	蓮沼ウォーターガーデン利用助成				○	○	○							
	潮干狩り利用助成	○	○	○	○									○
	梨・ぶどう狩り利用助成					○	○							
	いちご狩り利用助成	○	○								○	○	○	○

千葉県社会保険協会では、会員事業所様から納入いただく会費により、上記の事業を予定しています。

各事業に関する詳細は、当協会機関誌「社会保険ちば」やホームページ版機関誌「月刊社保ちば」にてご案内いたします。

※事業予定ですので、一部変更する場合がございます。何卒ご了承のほどお願いいたします。

協会事業広報をリニューアルします！

会員事業所の皆様に、千葉県社会保険協会の事業内容をもっと分かりやすく、もっとお伝えできるよう、リニューアルを行います。

- 機関誌「社会保険ちば」(年4回発行)が2019年春号からB5判サイズからA4判サイズに変わります。
- ホームページ版機関誌(当誌)が、「社会保険ちば」から「月刊社保ちば」に名称を変更&デザインを一新しました。
- 当協会ホームページも4月中にリニューアル予定!

